

〔令和7年予備試験論文式 憲法〕※現実解

1 設問（1）

2 1. 新法は、青少年の知る自由を侵害するものとして、憲法 21 条 1 項に違反しないか。

3 2. 判例は、知る自由について、それが個人の人格・思想の形成・発展にとって必要不可

4 欠であるとの理由から、憲法 21 条 1 項等により保障されると解している。

5 したがって、青少年が有害差別図書を閲読する自由は、知る自由として憲法 21 条 1 項

6 により保障される。

7 3. 新法では、図書取扱業者は、指定を受けた有害差別図書を青少年に販売、貸与し又は

8 閲覧させることが罰則をもって禁止されるとともに、有害差別図書を販売する際には身

9 分証明書による年齢確認を行うことも義務付けられる。これにより、青少年は、有害差

10 別図書を購入したりすることができなくなるから、青少年の知る自由が制約されている。

11 4. 新法による規制は、ヘイトスピーチという図書の内容に着目した内容規制であるから、

12 その合憲性は厳格審査の基準によって判断されるべきとも思える。

13 しかし、知る自由の保障の前提を為す情報選別能力が十全には備わっていない青少年

14 には成人と同等の知る自由は保障されないから、青少年の知る自由に対する新法の憲法

15 21 条 1 項適合性は、立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有する

16 か否かにより審査すれば足りると解する。

17 5. 新法の目的は、有害差別図書によって青少年の健全な育成が阻害されることの防止に

18 あるところ、青少年の健全育成は、その後の私生活・社会生活という本人の人生に大き

19 な影響を及ぼすから、上記目的は重要であるといえる。

20 判例は、岐阜県青少年保護育成条例事件において、有害図書が青少年の健全な育成に

21 有害であることは既に社会共通の認識になっているとして、規制対象が立法目的を阻害

22 するという因果関係を認めている。しかし、新法の規制対象はヘイトスピーチであり、

これを通じて人種や民族に関する社会問題や差別問題について知り、自分なりの思想・意見を形成するなどして人格的に成長する契機ともなり得るものである。したがって、有害差別図書が青少年の健全な育成に有害であることが社会共通の認識になっているとはいえない。そうである以上、青少年に対する有害差別図書の販売等を禁止することは、青少年の健全育成という目的を促進するとはいえないから、手段適合性を欠く。

また、包括指定の基準は、典型的表現を含むページの数ページ総数の10分の1以上を占めるという非常に緩やかなものであるから、取消制度が設けられていることを踏まえて、より制限的でない他の選び得る手段によって目的を達成することができないとはいえず、個別指定に加えて包括指定も設けている点において手段必要性も欠く。

さらに、所管大臣が個別指定及び包括指定をする際には、有識者15名によって構成される青少年保護育成審査会に諮問する必要があるところ、構成員らが人種や民族に関する差別問題について偏った思想・意見を有する者である場合などには、自己の思想・意見に反する表現を排除することを動機として有害差別図書の指定を行う危険がある。このように、新法は、有害差別図書の指定制度が恣意的に運用される危険性があるという意味で重大な副作用を伴うものであり、手段相当性も欠く。

以上より、新法は、手段の実質的関連性を欠くから、青少年の知る自由を侵害するものとして憲法21条1項に反し違憲である。

設問（2）

1. 新法は、成人の知る自由を侵害するものとして、憲法21条1項に違反しないか。
2. 成人にも、憲法21条1項により、有害差別図書を閲覧する自由という意味における知る自由が保障される。
3. 図書取扱業者が有害差別図書を成人に販売、貸与し又は閲覧させること自体は禁止さ

1 れていないが、販売に際しては、運転免許証等の身分証明書により年齢確認を行うこと
2 が義務付けられている。これにより、成人であっても、外出時に身分証明書を携帯して
3 いない場合や、身分証明書のデジタルデータの提出に躊躇のある者などは、有害差別図
4 書を購入することができない。したがって、新法は、成人の知る自由も制約する。この
5 ことは、新法制定後、所管省が調査を行ったところ、一定数の成人が有害差別図書の購
6 入を見合わせていることが明らかになったことから窺われる。

7 4. 青少年と異なり、成人には情報選別能力が十全に認められるために、知る自由の保障
8 の程度は後退しない。しかし他方で、新法による成人の知る自由に対する制約は、青少
9 年の健全育成という目的からみて必要とされる規制に伴って当然に附随的に生ずる効
10 果にすぎない。そこで、新法の憲法 21 条 1 項適合性は、成人の知る自由との関係でも、
11 立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有するか否かを審査すれば
12 足りると解する。

13 設問（1）の5で論じた通り、新法は、目的の重要性が認められる一方で、手段の実
14 質的関連性を欠くから、成人の知る自由を侵害するという意味でも、憲法 21 条 1 項に
15 反し違憲である。 以上